

各種手当の単価等のお知らせ

(手当の受給の有無に関わらず全ての方にお知らせいたします。)

令和7年4月以降の額につきましては以下のとおりです。

(厚生労働省において各種手当の額が改定されました。)

手 当 の 種 類 (被爆者健康手帳をお持ちの方を対象とした各種手当)		単 価 令和7年4月～	支給要件
医療特別手当		154,090 円	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、まだその病気やけがの治っていない人
特別手当		56,900 円	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現在はその病気やけがが治った人
原子爆弾小頭症手当		53,030 円	原子爆弾の放射能が原因で小頭症の状態にある人
健康管理手当		37,900 円	高血圧性心疾患等の循環器機能障害のほか、運動器機能障害、視機能障害(白内障)、造血機能障害、肝臓機能障害、内分泌腺機能障害等 11 障害のいずれかを伴う病気にかかっている人
保健手当	一 般	19,000 円	爆心地から 2km 以内で直接被爆した人と当時その人の胎児だった人で、下記以外の人
	増 額	37,900 円	爆心地から 2km 以内で直接被爆した人と当時その人の胎児だった人で、身障手帳 1 級から 3 級程度の身体障害、ケロイドのある人又は 70 歳以上の身寄りのない単身居宅生活者
家族介護手当 府内在住の方限定		24,190 円	重度の障害のある人で、費用を出さずに身のまわりの世話をうけている場合(身障手帳 1 級及び 2 級の一部程度)
他人 介護手当 府内在住の方限定	重 度	109,770 円以内	精神上又は身体上の障害のために費用を支出して身のまわりの世話をする人を雇った場合 (重度:身障手帳 1 級及び 2 級の一部程度、 中度:身障手帳 2 級の一部及び 3 級程度) ※支給にあたり、毎月申請が必要です。
	中 度	73,170 円以内	

【ご家族の皆様へ】

「被爆者死亡届」と「葬祭料」について

- 1 被爆者の方が亡くなられた場合、14 日以内に最寄の保健所又は保健(福祉)センターに「被爆者死亡届(様式⑱)」を提出してください。
- 2 葬祭料は、被爆者の方(「被爆者健康手帳」を所有している方。)が亡くなられたときに、その葬祭を主として行った方に支給されます。(請求期限は死亡後 5 年以内)

* 支給額 令和2年4月以降にお亡くなりになられた場合 : 209,000 円
 令和3年4月以降にお亡くなりになられた場合 : 212,000 円
 令和6年4月以降にお亡くなりになられた場合 : 215,000 円
 令和7年4月以降にお亡くなりになられた場合 : **219,000 円**

ただし、亡くなられた原因が原子爆弾の傷害作用の影響によらないことが明らかなき(交通事故等)は、支給されません。

* 「第一種健康診断受診者証」及び「第二種健康診断受診者証」を所有している方については、支給対象外となります。